

平成28年12月定例会提出議案概要（記者発表資料）

- 1 招集告示日 平成28年12月6日
- 2 招集日 平成28年12月13日
- 3 提出議案等件数 20件
 - 予算 9件
 - 条例 6件
 - その他 5件

4 議案等件名

議案第103号	平成28年度西条市一般会計補正予算（第5回） について		
議案第104号	平成28年度西条市一般会計補正予算（第6回） について		
議案第105号	平成28年度西条市国民健康保険特別会計補正 予算（第2回）について		
議案第106号	平成28年度西条市介護保険特別会計補正予算 （第3回）について		
議案第107号	平成28年度西条市簡易水道事業特別会計補正 予算（第3回）について		
議案第108号	平成28年度西条市公共下水道事業特別会計補 正予算（第3回）について		
議案第109号	平成28年度西条市ひうち地域振興整備事業特 別会計補正予算（第2回）について		
議案第110号	平成28年度西条市小松地域交流事業特別会計 補正予算（第2回）について		
議案第111号	平成28年度西条市後期高齢者医療保険特別会 計補正予算（第1回）について		
議案第112号	財産の処分について		1
議案第113号	西条市椿交流館の指定管理者の指定について	2	
議案第114号	西条市観光交流センターの指定管理者の指定に ついて	//	
議案第115号	字の区域の変更について	3	
議案第116号	西条市地方活力向上地域における固定資産税の 税率の特例措置に関する条例について	4	
議案第117号	西条市職員の給与に関する条例等の一部を改正 する条例について	5	
議案第118号	西条市職員退職手当条例の一部を改正する条例		

別
冊

	について	7
議案第 119 号	西条市税条例の一部を改正する条例について	8
議案第 120 号	西条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	9
議案第 121 号	四国鉄道文化館設置及び管理条例の一部を改正する条例について	10
報告第 9 号	交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について	11

1 提出の理由

財産の処分について、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 1 6 年西条市条例第 4 8 号)第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 土地の所在・地目及び面積

所在地	地目	地積
西条市ひうち字西ひうち 8 番 32	宅地	4,017.67 m ²

- (2) 売却方法 随意契約
 (3) 売却価格 71,028,590 円
 (4) 売却の相手方 今治市小浦町 1 丁目 4 番 52 号
 今治造船株式会社
 代表取締役社長 檜垣 幸人

3 概要

(1) 土地の所在・地目及び面積

所在地	地目	地積
西条市ひうち字西ひうち 8 番 33	宅地	4,000.58 m ²

- (2) 売却方法 随意契約
 (3) 売却価格 79,897,989 円
 (4) 売却の相手方 新居浜市港町 2 番 25 号
 株式会社コスにじゅういち
 代表取締役社長 近藤 基起

議案第113号及び議案第114号

西条市椿交流館の指定管理者の指定及び西条市観光
交流センターの指定管理者の指定について

(観光物産課)

1 提出の理由

西条市の各公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

2 概要

下記のとおり各公の施設の指定管理者を指定しようとするものである。

施設名	指定管理者候補
西条市椿交流館	シンコースポーツ・四電ビジネスグループ
西条市観光交流センター	一般社団法人 西条市観光物産協会

3 指定の期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間

1 提出の理由

西条市高田地区において、平成21年度新規事業として、県営による経営体育成基盤整備事業の採択を受け、実施してきたところであるが、土地改良法に基づく換地処分を実施する必要があることから、当該事業区域内の字の区域の変更をする必要があり、議会の議決を求めるものである。

2 概要

- (1) 事業名 県営経営体育成基盤整備事業
- (2) 事業年度 平成21年度から平成28年度
- (3) 区画整備面積 23.9ha
- (4) 字の区域変更 高田・国安・壬生川

議案第 1 1 6 号 西条市地方活力向上地域における固定資産税の税率
の特例措置に関する条例について

(資産税課)

1 提出の理由

企業の拠点の形成及び強化を支援し、就労機会の創出を図るため、固定資産税の特例措置を定めることについて、所要の条例を制定しようとするものである。

2 概要

愛媛県が定めた地域再生計画である愛媛地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクトに基づく本社機能の移転等を行う事業者で、施設の整備計画について認定その他の条件を満たすものについて、次のとおり軽減措置を行うものである。

(1) 移転型として、東京 2 3 区から本社機能を移転した場合

年度の区分	軽減の率
初年度	10分の9
第2年度	4分の3
第3年度	2分の1

(2) 拡充型として、東京 2 3 区以外から本社機能を移転した場合及び市内に本社を置く事業者が本社機能を拡充した場合

年度の区分	軽減の率
初年度	10分の9
第2年度	3分の2
第3年度	3分の1

3 施行期日等

- (1) 施行期日 公布の日
- (2) 平成 2 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用

議案第117号 西条市職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例について

(職員課)

1 提出の理由

本年度における国家公務員の給与改定に伴い、本市一般職職員の給与等を改定するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 初任給を 1,500 円引き上げるなど、若年層に重点を置いて給料月額の上上げを行う。
- (2) 期末・勤勉手当の支給月数の引上げ

<一般の職員>

年 間		支給月数 4.3 月 (現行 4.2 月)		
支 給 期		期末手当	勤勉手当	計
28 年 度	6 月期	1.225 月(支給済)	0.8 月(支給済)	2.025 月(支給済)
	1 2 月期	1.375 月(改正なし)	0.9 月(現行 0.8 月)	2.275 月(現行 2.175 月)
	計	2.6 月(改正なし)	1.7 月(+0.1 月)	4.3 月(+0.1 月)
29 年 度	6 月期	1.225 月	0.85 月(+ 0.05 月)	2.075 月(+ 0.05 月)
	1 2 月期	1.375 月	0.85 月(△0.05 月)	2.225 月(△0.05 月)
	計	2.6 月	1.7 月	4.3 月

<特別職の職員>

年 間		支給月数 3.25 月 (現行 3.15 月)	
支 給 期		期末手当	
28 年 度	6 月期	1.5 月	
	1 2 月期	1.75 月 (現行 1.65 月)	
	計	3.25 月 (現行 3.15 月)	
29 年 度	6 月期	1.55 月 (+0.05 月)	
	1 2 月期	1.7 月 (△0.05 月)	
	計	3.25 月	

<再任用の職員>

年 間		支給月数 2.25月 (現行 2.2月)		
支 給 期		期末手当	勤勉手当	計
28 年 度	6月期	0.65月(支給済)	0.375月(支給済)	1.025月(支給済)
	12月期	0.8月(改正なし)	0.425月(現行 0.375月)	1.225月(現行 1.175月)
	計	1.45月(改正なし)	0.8月(+0.05月)	2.25月(+0.05月)
29 年 度	6月期	0.65月	0.4月(+ 0.025月)	1.05月(+ 0.025月)
	12月期	0.8月	0.4月(△0.025月)	1.2月(△0.025月)
	計	1.45月	0.8月	2.25月

(3) 扶養手当額の改定

配偶者に係る扶養手当額 13,000円⇒ 6,500円

子に係る扶養手当額 6,500円⇒10,000円

※29年度から段階的に改定

3 施行期日等

(1) 平成28年度適用分

ア 施行期日 公布の日

イ 給料表の改定にあつては平成28年4月1日から、勤勉手当の改定にあつては平成28年12月1日から適用する。

(2) 平成29年度以後適用分

施行期日 平成29年4月1日

議案第 1 1 8 号 西条市職員退職手当条例の一部を改正する条例について

(職 員 課)

1 提出の理由

雇用保険法（昭和 4 9 年法律第 1 1 6 号）の一部改正に伴い、本市職員の退職手当を改正するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

雇用保険法の改正により失業等給付の給付内容等が変更されることに伴い、失業者の退職手当について定めた第 1 0 条の改正等を行おうとするものである。

3 施行期日等

(1) 施行期日 公布の日

(2) 改正後の西条市職員退職手当条例の規定は、平成 2 9 年 1 月 1 日から適用

議案第119号 西条市税条例の一部を改正する条例について

(市民税課)

1 提出の理由

所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）等が公布されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

台湾に恒久的な住居がある者等で、西条市内に居住する者が支払いを受けた特例適用利子等及び特例適用配当等（台湾の法人等を通じて国内において支払いを受けた利子等及び配当等をいう。）については他の所得と区分し、100分の3の税率を乗じて個人の市民税の所得割を課する。

3 施行期日

公布の日

議案第120号 西条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に
ついて

(市民税課)

1 提出の理由

所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）等が公布されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

個人市民税において分離課税される特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めることとする。

3 施行期日

公布の日

議案第121号 四国鉄道文化館設置及び管理条例の一部を改正する
条例について

(観光物産課)

1 提出の理由

四国鉄道文化館に年間入館券を導入するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

現在の入館料「一般（個人）300円」に対し「一般（年間入館券）1,000円」を、「中学生及び小学生（個人）100円」に対し「中学生及び小学生（年間入館券）300円」を導入する。

3 施行期日

平成29年4月1日

報告第9号 交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分
について

(消防本部総務課)

1 提案理由

交通事故に伴う和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものである。

2 概要

和解の内容等

(1) 損害賠償の額

車両の損害に係る額 金 126,661円

(2) 支払等

公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われる自動車損害共済金額の範囲内で相手方に支払う。

(3) 双方とも、その余一切の異議、請求の申立てをしない。